

一部手続のオンライン化について

令和3年6月1日から、警察行政手続サイトにより、警備業法の一部手続について、メールでのオンライン申請が可能となっています。

対象手続きは次のとおりです。

★ オンライン申請が可能な手続き ★
(今後変更される場合があります)

- | | | |
|---------------------------------|------------|---------------|
| 1 | 廃止の届出 | (警備業法第10条第1項) |
| 認定証は、後日警察署へ持参していただくか郵送で送付してください | | |
| ※ 詳しくはお問い合わせください | | |
| 2 | 服装の届出 | (警備業法第16条第2項) |
| 3 | 服装の変更の届出 | (警備業法第16条第3項) |
| 4 | 護身用具の届出 | (警備業法第17条第2項) |
| 5 | 護身用具の変更の届出 | (警備業法第17条第2項) |

「警察行政サイト」 (【URL】 <https://proc.npa.go.jp/>)

和歌山県警察のホームページの「相談・申請・手続き」中でもリンクさせていますので、御活用ください。

【問い合わせ先】

和歌山県警察本部生活安全企画課
及び県内警察署生活安全(刑事)課



和歌山県警察